

NISA制度の一部改正のお知らせ

2014年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」について、NISAに関する改正内容をお知らせいたします。(制度改正の内容は、2015年1月から手続、適用が可能です。)

本改正に伴い、2015年1月以降、当行の「非課税上場株式等管理に関する約款」(以下、NISA約款)を改定します。新しいNISA約款や約款の新旧対照表は、別紙をご覧ください。

主な制度改正の内容

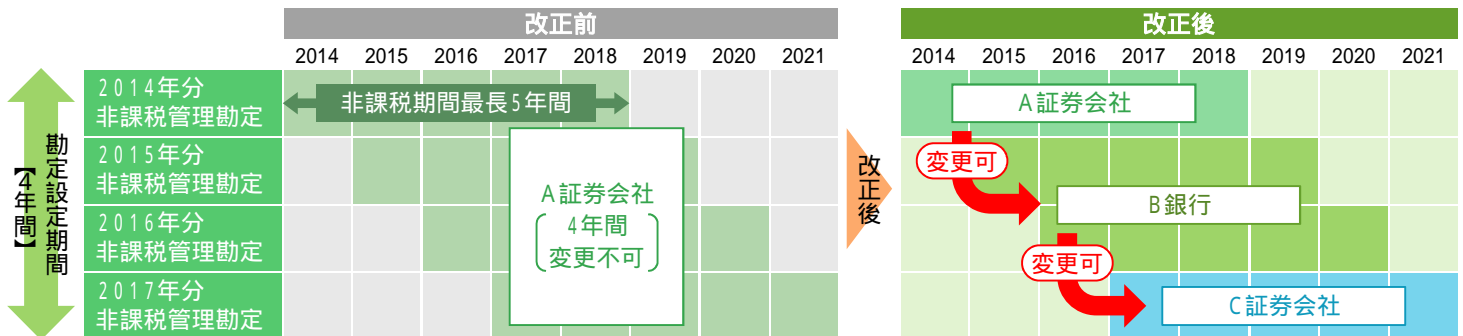
	改正前	改正後
同一の勘定設定期間内における金融機関の変更	変更できません(同一の勘定設定期間内に複数の金融機関にNISA口座を開設することはできません)。	一定の手続の下で、既にNISA口座を開設済の金融機関とは異なる金融機関にNISA口座を開設することが可能となります。ただし、変更しようとする年分の非課税管理勘定 ^(*) で既に投資信託等を購入していた場合、その年分については変更(異なる金融機関にNISA口座を開設)することはできません。
同一の勘定設定期間内におけるNISA口座廃止後の再開設	再開設できません。	一定の手続の下で、NISA口座を再開設することが可能となります。ただし、再開設しようとする年分の非課税管理勘定で既に投資信託等を購入していた場合、その年分については再開設することはできません。

(*) 非課税管理勘定:金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内において各年に設けられる勘定のこと。

NISAにおける金融機関の変更について

異なる金融機関へ変更しようとする年分の非課税管理勘定で、投資信託等を購入(収益分配金の再投資や投信自動積立の購入等を含む、受渡日がその年の1月1日以降の購入取引)している場合は、その年分について金融機関を変更することができません。異なる金融機関への変更をご検討されている場合は、お早めに「収益分配金再投資の停止」や、「投信自動積立の中止」等のお手続を行ってください。異なる金融機関への変更にあたっては、2015年1月1日以降、変更前の金融機関へ「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するなどのお手続が必要です。変更前・変更後、双方の金融機関でお手続が完了するまでに、相応のお時間がかかる可能性がありますので、ご了承ください。(くわしくは、下記の当行ホームページまたはNISAサポートダイヤル、店頭窓口までお問い合わせください。)

同一の勘定設定期間内において金融機関を変更することが可能となるイメージ図



非課税口座(NISA口座)に関するご留意点

NISA口座開設には、投資信託の特定口座または一般口座の開設が必要です。NISA口座は、日本国内にお住まいの20歳以上のお客さまが開設できます。NISA口座は、全ての金融機関を通じて、1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。2015年1月以降は、一定の手続の下で、金融機関の変更が可能となりますが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の株式投資信託のみ取り扱っています。NISA口座には非課税投資枠(年間100万円)が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。NISA口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、その損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできません。NISA口座から払い出された公募株式投資信託等の取得価格は払い出し日の時価となります。投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

三井住友銀行「NISAサポートダイヤル」

0120-628-771

毎日9:00~17:00(1月1日~3日と5月3日~5日を除く)

三井住友銀行ホームページ「NISAポータルサイト」

三井住友銀行 NISA

検索

スマホはこちらから



NISAのくわしい内容やQ&A、NISAセミナー情報等を公開中。パソコンやスマートフォン、携帯でNISA申込キットがご請求いただけます。

非課税上場株式等管理に関する約款

1【約款の趣旨】

- (1) この約款は、投資家（個人の投資家に限ります。）が租税特別措置法（以下「租税法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2) この約款に別段定めがないときは、当行の「投資信託総合取引約款・規定集」等にしたが取り扱います。

2【非課税口座開設届出書等の提出等】

- (1) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」ならびに、住民票の写し等または「非課税口座廃止届出書」または「非課税管理勘定廃止届出書」等租税法その他の法令で定める書類を、当該非課税の特例の適用を受けようとする最初の年ごとに当行が定める期間に提出してください。非課税口座の再開または非課税管理勘定の再設定をする場合に必要に「非課税口座廃止届出書」または「非課税管理勘定廃止届出書」については、非課税口座を再開しようとする年または非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から再開または再設定しようとする年の9月30日までの間に提出してください。また、投資家が「非課税口座廃止届出書」を提出して非課税口座を再開する場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当行は9月30日までの間は当該廃止届出書を受理しません。翌年に再開を希望する場合は、10月1日以降に必要書類を提出してください。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。
- (2) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者である投資家が、提出することができます。
- (3) 投資家が当行に非課税口座の開設を行うには、あらかじめ当行に投資信託保護預り口座を開設していただくことが必要です。
- (4) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関に重複して提出することはできません。
- (5) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (6) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行は投資家に租税法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止届出書」を交付します。
 - 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
 - 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- (7) 投資家が当行の非課税口座に設けられたい非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理しません。
- (8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、投資家に租税法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止届出書」を交付します。

3【非課税管理勘定の設定】

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税法第37条の11の3第2項に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、前記2（1）の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止届出書」または「非課税管理勘定廃止届出書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前記（1）の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年については、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止届出書」または「非課税管理勘定廃止届出書」が提出された場合は、所轄証券署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日より前に提供があった場合には、設定しようとする日の属する年の1月1日）において設けられます。

4【非課税管理勘定における処理】

上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。

5【非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲】

当行は、投資家の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、前記3（2）に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（Aの場合、購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、Bの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が100万円を超えないもの
A 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後新たに非課税口座に受け入れられるもの
B 非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定等から租税法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
- (2) 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

6【非課税口座取引である旨の明示】

- (1) 投資家が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等

を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、投資家から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、投資家が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- (2) 投資家が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、投資家から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したことから譲渡することとさせていただきます。

7【取得対価の額の合計額が100万円を超える場合の取扱い】

- (1) 投資家が当行に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超える場合には、当行は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が100万円に達するまでは非課税口座に、100万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れることとさせていただきます。また、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等が複数競合する場合には、いずれの注文等を非課税口座に受け入れるかについては、当行の任意とします。
- (2) 前記（1）の規定は、前記5（1）に掲げる上場株式等においても同様とします。

8【譲渡の方法】

非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対する方法、租税法第37条の10第3項第3号または第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

9【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】

非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（前記5（2）により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後新たに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当行は、投資家に対し、当該払出しをした上場株式等の租税法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当行は、当該払出しに係る通知を省略することができるとします。

10【非課税管理勘定終了時の取扱い】

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（前記2（8）により廃止した非課税管理勘定を除きます。）
- (2) 前記（1）の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、原則として次のとおり取扱うものとします。ただし、投資家から当行が定める方法でお申出があった場合は、次のとおり取扱うものとします。
 - 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（租税法第37条の14第4項第1号に規定する非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、投資家が特定口座を開設されている場合に限りです。）
 - 前記5（1）Bに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

11【他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等】

当行は、前記5（1）Bまたは前記10（2）に基づく移管は、施行令第25条の13第9項の定めるところにより行い、投資家から「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出していただきます。

12【契約の解除等】

- (1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
 - 投資家から租税法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - 施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日
 - 投資家が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
 - 投資家の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
 - 投資家がこの約款の変更不同意とされたとき
- (2) 「投資信託総合取引約款」第1章3（7）により、同約款に基づく総合取引契約が停止または解約されたときは、この契約も停止または解除されます。この契約の停止または解除により生じた損害については、当行は責任を負いません。

13【届出事項の変更】

前記2に基づく非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所等の当該非課税口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、速やかにその旨を記載した非課税口座異動届出書を取引店に届出てください。なお、その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、施行令第25条の13第15項に定める確認書類にて確認させていただきます。

14【免責事項】

当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、本約款の変更等に関し投資家に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

15【合意管轄】

この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、東京地方裁判所または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

16【本約款の変更】

- (1) 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときに変更されることがあります。
- (2) 当行は、原則として前記（1）の変更内容を通知します。ただし、変更の内容が投資家の従来の権利を制限するもしくは投資家に新たな義務を課すものでない場合、またはその内容が軽微である場合は、当行ホームページ等による掲載または時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙による公告に代えることができるものとします。
- (3) 当行が、本約款の変更内容を通知したにもかかわらず、所定の期日までに異議の申出がないときは、変更同意したものとして取り扱います。変更の内容が投資家の従来の権利を制限するもしくは投資家に新たな義務を課すものでない場合、またはその内容が軽微である場合で、前記（2）の公表に代える場合には、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

平成27年1月
株式会社 三井住友銀行

2014年12月1日作成

非課税上場株式等管理に関する約款 新旧対照表

変更箇所には、下線を引いております。

1【約款の趣旨】

改定前	改定後
<p>(1) この約款は、投資家(個人の投資家に限ります。)が租税特別措置法(以下「租税法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得などの非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>(2) 投資家と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当行の「投資信託総合取引約款・規定集」等の定めるところによるものとします。</p>	<p>(1) この約款は、投資家(個人の投資家に限ります。)が租税特別措置法(以下「租税法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>(2) この約款に別段定めがないときには、当行の「投資信託総合取引約款・規定集」等にしたがって取り扱います。</p>

2【非課税口座開設届出書等の提出等】

改定前	改定後
<p>2【非課税口座開設届出書等の提出】</p> <p>(1) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税法第37条の14第5項第1号および第6項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等租税法その他の法令で定める書類を、当該非課税の特例の適用を受けようとする最初の年ごとに当行が定める期間に提出してください。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。</p>	<p>2【非課税口座開設届出書等の提出等】</p> <p>(1) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」ならびに、住民票の写し等または「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税法その他の法令で定める書類を、当該非課税の特例の適用を受けようとする最初の年ごとに当行が定める期間に提出してください。非課税口座の再開設または非課税管理勘定の再設定をする場合に必要となる「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年または非課税管理勘定を再設定しようとする年の前年10月1日から再開設または再設定しようとする年の9月30日までの間に提出してください。また、投資家が「非課税口座廃止通知書」を提出して非課税口座を再開設する場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等(租税法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の受入れが行われていた場合には、当行は9月30日までの間は当該廃止通知書を受理しません。翌年に再開設を希望する場合には、10月1日以降に必要な書類を提出してください。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管します。</p>
<p>(5) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)</u>第25条の13の4に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p>	<p>(5) 投資家が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、<u>租税法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」</u>を提出してください。</p>
<p>(6) 新設</p>	<p>(6) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行は投資家に租税法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p>
<p>(7) 新設</p>	<p>(7) 投資家が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する</p>

	年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租特法第 37 条の 14 第 14 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理しません。
(8) 新設	(8) 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、投資家に租特法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

3 【非課税管理勘定の設定】

改定前	改定後
(1)非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、前記 2 (1) の「非課税適用確認書」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。	(1)非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租特法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記録もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、前記 2 (1) の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。
(2)前記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられます。	(2)前記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行に投資家の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日より前に提供があつた場合には、設定しようとする日の属する年の 1 月 1 日)において設けられます。

4 【非課税管理勘定における処理】

改定前	改定後
上場株式等(租特法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。	上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。

5 【非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲】

改定前	改定後
(1)A 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの	(1)A 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後ただちに非課税口座に受け入れられるもの
(2)施行令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する上場株式等	(2)租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する上場株式等

9 【非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知】

改定前	改定後
非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあつた場合(前記 5 (2)により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであつて、非課税口座に受け入れた後ただちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家に対し、当該払出しをした上場株式等の租特法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由	非課税口座から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 10 項各号に規定する事由に係るものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)があつた場合(前記 5 (2)により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであつて、非課税口座に受け入れた後ただちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。)には、当行は、投資家に対し、当該払出

<p>が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>	<p>しをした上場株式等の租税法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p>
---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>1 0 【非課税管理勘定終了時の取扱い】</p>	
<p>改定前</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了します。</p>	<p>改定後</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了します(前記 2 (8) により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p>

<p>1 2 【契約の解除等】</p>	
<p>改定前</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>投資家から施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日の翌日</p> <p>施行令第 25 条の 13 の 4 第 3 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日</p> <p>投資家が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第 25 条の 13 の 4 第 4 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日(出国日)</p>	<p>改定後</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>投資家から租税法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日</p> <p>投資家が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p>

<p>1 6 【本約款の変更】</p>	
<p>改定前</p> <p>(3) 当行が、本約款の変更内容を通知したにもかかわらず、所定の期日までに異議の申出がないときは、変更同意したものと取り扱います。</p>	<p>改定後</p> <p>(3) 当行が、本約款の変更内容を通知したにもかかわらず、所定の期日までに異議の申出がないときは、変更同意したものと取り扱います。変更の内容が投資家の従来の権利を制限するもしくは投資家に新たな義務を課すものでない場合、またはその内容が軽微である場合で、前記(2)の公表に代える場合には、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

以上